

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	財政部 管財課 管財担当
許 認 可 等 名	新蔵分庁舎の目的外使用許可
根 拠 法 令	地方自治法
根 拠 条 項	第 2 3 8 条 の 4 第 7 項
連 絡 先	(電 話 6 2 1 - 5 0 5 1)
審 査 基 準	<p>1 使用許可の範囲 公務に支障がない場合に限り、一部の使用を許可する。</p> <p>2 使用許可の申請の方法 新蔵分庁舎の使用許可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を管財課に提出しなければならない。</p> <p>(1) 使用許可を申請する者の住所又は所在地及び氏名又は名称並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名</p> <p>(2) 申請する使用物件の所在地及び施設名並びに物件の区分及び数量</p> <p>(3) 使用目的(用途)及び使用方法</p> <p>(4) 使用期間(原則1年以内とする)</p> <p>(5) その他添付書類及び参考事項</p>
	参 考 事 項
	設 定 等 年 月 日
標 準 処 理 期 間	<p>標準処理期間 総日数 15日(休日を除く)</p> <p>(設定しないものについてはその理由)</p>
	設 定 等 年 月 日